

有価物集団回収報奨金制度

有価物集団回収報奨金とは

阪南市では、ごみの減量化・再資源化及び資源の有効利用を推進し、ごみ問題に対する市民の意識向上のため、自主的に有価物の集団回収を行う地域住民団体に対し、報奨金を交付しています。



阪南市市民部資源対策課

平成31年4月

(1) 団体登録について

報奨金の交付を受けようとする団体は、事前に登録が必要です。
申登録請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ資源対策課に提出してください。
登録時、阪南市有価物集団回収専用伝票をお渡しします。
詳しくは資源対策課にお問い合わせください。

(2) この制度が受けられる団体は、次のような条件が必要です。

1. 市内の自治会、子ども会、婦人会などの営利を目的としない団体。
 2. おおむね20世帯以上が参加している団体。
 3. 年に6回以上（2ヶ月に1回）集団回収を行う団体。
- ※事業所や商売をされている団体は、この制度は受けられません。

(3) 回収対象品目

新聞、雑誌、ダンボール等の紙類、紙パック、アルミ缶、古布の6種類。

(4) 報奨金

回収量に対し1kg当り3円（100円未満切捨て）を交付します。

(5) 報奨金申請について

1. 年2回（上半期・下半期）申請書兼請求書（様式第2号）に必要事項を記入し、申請してください。

上半期 4月～9月分 締切り日 9月末日 厳守

下半期 10月～3月分 締切り日 3月末日 厳守

2. 申請場所 阪南市市民部資源対策課（地図参照） ※郵送可能

3. 申請時お持ち頂く物

- ①阪南市有価物集団回収報奨金交付申請書兼請求書（様式第2号）
※印刷して使用してください。
- ②阪南市有価物集団回収実施団体登録変更届
（代表者、振込先金融機関の変更がある場合のみ）
※印刷して使用してください。
- ③阪南市有価物集団回収報奨金専用伝票（緑色）

有価物集団回収報奨金交付までの流れ

団体を作り登録



登録・申請など窓口は資源対策課です（072-483-5876）
年度途中の登録及び申請については別添資料をご参照ください。

【団体登録は初回（1回）のみです。毎回、団体登録の必要はありません】

集団回収実施（上半期）



市の資源物回収日と重ならないようにしてください。
回収業者へ資源物を持込むなどして、専用伝票に回収量を記入してもらおう。
（専用伝票は申請時必要なもので大切に保管してください）
上半期に3回以上回収してください。

市に申請 上半期（4月～9月分）締切日9月末日



報奨金交付申請書兼請求書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、資源対策課へ直接申請して下さい。（郵送可能）
代表者・金融機関等の変更があれば、変更届も併せて提出してください。

市から報奨金交付決定通知を送付 10月中旬頃



市から代表者あてに報奨金交付決定通知書を送付します。
報奨金交付決定額をご確認ください。

10月末日頃に振込予定

集団回収実施（下半期）

市の資源物回収日と重ならないようにしてください。
回収業者へ資源物を持ち込むなどして、専用伝票に回収量を記入してもらおう。
（専用伝票は申請時必要なので大切に保管してください）
下半期3回以上回収してください。
または、上・下半期合わせて6回以上回収してください。

市に申請 下半期（10月～3月分）締切日3月末日

報奨金交付申請書兼請求書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、資源対策課へ直接申請して下さい。（郵送可能）
代表者・金融機関等の変更があれば、変更届も併せて提出してください。

市から報奨金交付決定通知を送付 4月中旬頃

市から代表者あてに報奨金交付決定通知書を送付します。
報奨金交付決定額をご確認ください。

4月末日頃に振込予定

【 注 意 事 項 】

◇市から申請に際しての案内は行いませんので、半期ごとの締切日までに必ず申請してください。※締切日は、上半期は9月末、下半期は3月末となりますが、申請書類の確認作業後に、申請書の訂正や再提出が必要となる場合がありますので、余裕のある日程で申請してください。

◇報奨金の振込は、申請のあった翌月末日頃（上期は10月末日頃、下期は4月末日頃）の予定です。振込日の連絡はしませんので、通帳の記帳等でご確認ください。

◇年に6回以上回収実績があれば下半期にまとめて申請することもできます。

◇代表者、口座登録の変更があった場合は、変更届の提出が必要になります。

※自治会やPTA等で代表者、口座名義等の変更があった場合は、その都度、変更届を提出してください。

◇申請書類及び変更届は阪南市ホームページからダウンロードできます。

◇専用伝票（再生事業者に記入・押印してもらう伝票）は、資源対策課にあります。

◇金融機関名、口座番号、口座名義、フリガナ等は正確に記入してください。

※誤って記入している場合は、振込みできない場合があります。

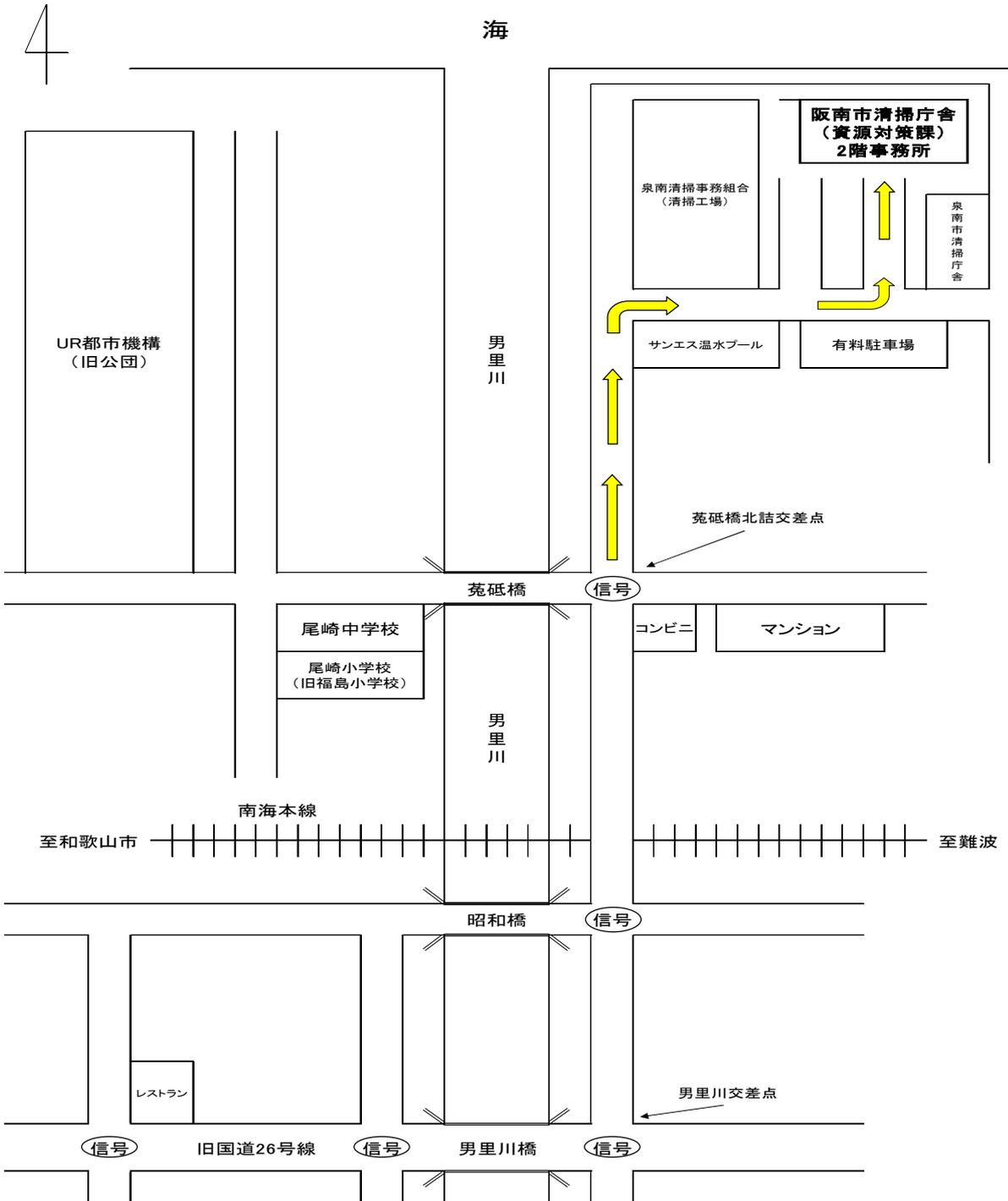
◇集団回収のやり方の指定はありませんが、市の資源ごみ収集日（紙製容器包装類、空缶・空ビン、古着・古布）と重ならないよう、収集日程表で確認してください。

※平成30年4月より、Aコースの紙製容器包装類（ダンボール、新聞紙）の日程が火曜日から金曜日へ変更なっております。

◇有価物の回収業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県知事の登録を受けた廃棄物再生事業者に依頼してください。

申請場所

阪南市尾崎町 532 阪南市清掃庁舎（資源対策課）2階事務所



【お問合せ先・郵送先】
住所 : 599-0201 阪南市尾崎町532
担当課 : 市民部資源対策課 庶務班
電話 : 072-483-5876
FAX : 072-483-8856

年度途中での登録について

1. 年度途中に登録した団体については、「当該年度において6回以上とあるのは（2カ月以上）と読み替え、登録日よりの計算をし、報奨金を交付する。
例）8月中に登録申請の時は、上半期に1回以上実施した場合に報奨金を交付する。
2. 上半期（4月～9月）の報奨金は、原則として3回以上実施した団体に交付する。
ただし、実施回数が3回未満の時でも年6回以上実施した団体には、下半期に加算し交付することができる。
例）上半期に2回実施した団体は、上半期に交付をしないが、下半期に4回以上実施したときは、年6回以上に該当するため下半期に上半期の2回分を加算し交付することができる。ただし、上半期2回、下半期3回の実施をした団体は、年5回なので上半期分は交付しないで下半期の3回分のみ交付する。
3. 下半期（10月～翌年3月）の報奨金は、原則として3回以上実施した団体に交付する。ただし、実施回数が3回未満のときでも年6回以上実施した団体には交付することができる。
例）下半期に2回実施し、上半期に4回以上実施した団体は、年6回以上に該当するため下半期分も交付の対象となる。
ただし、上半期3回の場合は、年6回以上に該当しないため下半期分は交付しない。

	上半期	下半期	年間	報奨金交付
実施回数	3回以上	3回以上	6回以上	半期ごとに交付
	2回	4回以上	6回以上	上半期分を加算して下半期で交付
	2回	3回	5回	下半期分のみ交付
	3回	2回	5回	上半期のみ交付
	4回以上	2回	6回以上	半期ごとに交付
	2回	2回	4回	交付しない

申請の際、次ページ以降の様式を印刷してご使用ください。

○阪南市有価物集団回収実施団体登録申請（様式第1号）

○阪南市有価物集団回収報奨金交付申請書兼請求書

（様式第2号）

○阪南市有価物集団回収実施団体登録変更届

×E

